

判決年月日	平成21年 8 月27日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10415号		
○ 米国カリフォルニア州製のギターを指定商品とする本件商標と同一の引用商標が本件商標の出願時及び登録査定時のいずれの時点においても米国人又はその関係会社が製造するギターを表示するものとして需要者の間に広く認識されており，本件商標が商標法 4 条 1 項 1 0 号に該当するとされて，本件商標に係る商標登録を無効とした審決が維持された事例			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 1 0 号

1 原告の有する下記のとおりの本件商標（登録番号：第 4 7 1 5 7 5 3 号，指定商品：米国カリフォルニア州製のギター，出願日：平成 1 0 年 4 月 2 8 日，査定日：平成 1 5 年 6 月 1 3 日）に係る被告からのその登録を無効とすることを求める審判請求において，本件商標の登録は商標法 4 条 1 項 1 0 号に該当するものであるとして，その登録を無効とするとの本件審決がされたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

（本件商標）



（引用商標 1）



2 本判決は，次のとおり判示するなどして，本件審決を維持すべきものとし，原告の請求を棄却した。

「遅くとも昭和 4 0 年代後半には，（米国人セミー・モズレー又はその関係会社が製造したモズライト・ギターに付された本件商標と同一の）引用商標 1 は，モズライト・ギターの商標として，エレキギターを取り扱う業者やエレキギターの愛好者の間ではよく知られるようになっていた」，「モズライト・ギターの中古品は，最近においても，愛好者の間であこがれの対象となっており，コレクションとして収集されるなどもし，市場において高い価格で取引されている」などの事実によると，「引用商標 1 は，本件商標の出願時である平成 1 0 年 4 月 2 8 日及び登録査定時である平成 1 5 年 6 月 1 3 日のいずれの時点においても，セミー・モズレー又は同人の関係会社が製造するエレキギターであるモズライト・ギターを表示するものとして，需要者の間に広く認識されていたものと認めることができる。」